

当院における新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策に関する

小学校、中学校、高等学校等の臨時休校に伴う 一部診療制限について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、愛知県は学校における教育活動について、新学期から再開するとした従来の方針を見直し、4月7日（火）から4月19日（日）まで、県立の高校と特別支援学校を臨時休校とし、市町村の教育委員会にも小中学校を休校とするよう要請する方針を表明しました。

それを受け、当該感染症予防に係る学校等の一斉臨時休業の実施に伴い、不要不急の外出は控えていただく必要があるため、当該臨時休業に該当される方に関しまして、下記のとおり診療を一部制限（急性症状は除く）させていただいておりますので、何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今後の情勢により、対応内容につきまして適宜見直しを行い変更することがございます。

記

【診療制限内容】

- 矯正歯科 : 行政の指導に従い、小・中・高校生に限り、初診および再診の診療をお控えいただいております。
- 小児歯科 : 定期検診のみの初診、定期健診の新規予約はお控えいただいております。

【診療制限実施期間】

令和2年4月8日（水）から4月10日（金）まで

※4月13日（月）以降の診療制限は、別途お知らせいたします。

以上

愛知学院大学歯学部附属病院長